

岡山県公報			発行 岡山県		
目次			担当課（室）		
【規則】 ○ 水産業協同組合法施行細則の一部改正 ○ 岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県海面漁業調整規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則 ○ 岡山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 水産業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書等の書類の様式の一部改正 ○ 岡山海区漁業調整委員会の事務所の所在地 ○ 瀬戸内海漁業取締規則第七条の規定による漁業の地方名称 ○ 漁業の許可及び取締り等に関する省令第			組合指導課		
〃			水産課		
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					

目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
○ 道路の位置の指定 ○ 〃 【選挙管理委員会】 ○ 海区漁業調整委員会委員選挙執行規程の 廃止 （県例規集登載） 【海区漁業調整委員会】 ○ 公聴会に関する手続規程の一部改正 ○ 意見の聴取に関する手続規程の一部改正 （以上県例規集登載） 【内水面漁場管理委員会】 ○ 公聴会に関する手続規程の一部改正 （県例規集登載）	建築指導課 〃 選挙管理委員会 海区漁業調整委員 会 〃 内水面漁場管理委 員会		

◎岡山県規則第七十七号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成十年岡山県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十七条の二及び第四十七条の三第一項」を「第四十七条及び第四十七条の二第一項」に改める。

第三条第一項中「第八十六条第三項、」を削り、同項第二号中「写し」を「の写し」に改め、同項第三号中「謄本」を「の謄本」に改め、同項第四号中「写し」を「の写し」に改め、同項第五号中「謄本」を「の謄本」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第四条第一項中「第八十六条第四項、」を削り、同項第三号中「写し」を「の写し」に改め、同項第六号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同項第七号中「議決」を「決議」に、「謄本」を「の謄本」に改める。

第五条第五号中「謄本」を「の謄本」に改める。

第六条第一項中「第八十六条第二項、」を削り、同項第三号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同項第四号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第七条中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同条第四号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同条第五号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第八条第一項中「第十一条の四第三項」を「第十一条の五第三項」に改め、同項第四号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同項第五号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第九条中「第十一条の十一第一項ただし書」を「第十一条の十四第一項ただし書」に改める。

第十条中「第十一条の二第一項前段」を「第十一条の三第一項前段」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同条第四号中「議決」を

「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第十一条第一項中「第十一条の二第二項後段」を「第十一条の三第一項後段」に改め、同項第三号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同項第四号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第十二条第四号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同条第五号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第十三条第一項第四号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同項第五号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第十五条第二号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第十六条第二号中「議決」を「決議」に、「写し」を「の写し」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に、「抄本」を「の抄本」に改める。

第十七条中「第八十六条第四項及び」を削り、同条第二号中「謄本」を「の謄本」に改める。

第十八条中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、「第八十六条第四項及び」を削り、「第九十一条第五項」を「第九十一条第六項」に、「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に、「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「議決」を「決議」に改める。

第二十一条第一項中「謄本」を「の謄本」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「謄本」を「の謄本」に改める。

第二十二条第一項第一号中「謄本」を「の謄本」に、「抄本」を「の抄本」に改め、同条第二項第一号中「抄本」を「の抄本」に改める。

第二十三条第一項中「第十一条第一項第十四号、第八十七条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号、第八十七条第一項第十六号」に、「第九十七条第一項第十号」を「第九十七条第一項第十一号」に改める。

第二十五条第一項第四号中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の二第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

◎岡山県規則第七十八号

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産関係組合等検査規則（平成十二年岡山県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に改める。

様式第二号（裏面）中「~~第121条~~の4~~第1項~~」を「~~第108条~~~~第1項~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の様式第二号による身分証明書は、当分の間、改正後の様式第二号による身分証明書とみなす。

◎岡山県規則第七十九号

岡山県海面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、」を「。以下「法」という。」「に、「（以下「漁業に関する法令」という。）とあいまつて」を「と相まつて」に、「、漁業取締りその他」を「及び」に、「あわせて漁業秩序の確立を期する」を「もつて漁業生産力を発展させる」に改める。

第二条中「漁業法第八十四条第一項」を「法第六十条第五項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条の二 この規則において使用する用語は、法及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）において使用する用語の例による。

第三条及び第四条を次のように改める。

（県内に住所を有しない者の申請）

第三条 県内に住所を有しない者は、第九条第一項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第四条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第五条及び第六条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

第五条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第五号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- 一 小型まき網漁業 総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
 - 二 機船船びき網漁業 総トン数五トン未満の動力漁船を使用して機船船びき網により行う漁業
 - 三 ごち網漁業 ごち網（第三十三条第一号に掲げる漁業の方法を除く。）により行う漁業
 - 四 袋待網漁業 袋待網により行う漁業
 - 五 さし網漁業 さし網により行う漁業（第十一号に掲げる固定式さし網漁業を除く。）
 - 六 つばなわ漁業 つばなわにより行う漁業
 - 七 かごなわ漁業 かごなわにより行う漁業
 - 八 はえなわ漁業 はえなわ（たい、はも、あなご又はうなぎをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業
 - 九 ひき釣漁業 ひき釣により行う漁業
 - 十 えむし掛漁業 えむし掛により行う漁業
 - 十一 固定式さし網漁業 固定式さし網により行う漁業
 - 十二 地びき網漁業 地びき網により行う漁業
 - 十三 潜水器漁業 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。）及びすもぐりにより行う漁業
 - 十四 ほこ突漁業 ほこ突（火光を利用するものに限る。）により行う漁業
 - 十五 まきえ釣漁業 まきえ釣により行う漁業
 - 十六 しば漬漁業 しば漬により行う漁業
- 2 前項の許可は、漁業ごと及び船舶ごとに受けなければならない。
(許可を受けた者の責務)

第六条 知事許可漁業について法第五十七条第一項の許可（以下この章（第十七条及び第三十条第二号を除く。）において単に「許可」という。）を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第七条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第八条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第九条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、漁業ごと及び船舶ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 知事許可漁業の種類

三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四 漁具の種類、数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしては

ならない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十一条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第六条に規定する使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第十二条 知事は、許可（第八条第一項及び第十五条第一項の規定によるものを除く。

以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十五条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法に

より区分したものをいう。以下同じ。）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

8 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければな

らない。

（公示における留意事項）

第十三条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第十四条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又

は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第十六条 許可の有効期間は、三年とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第十七条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十二条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第十八条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（休業等の届出）

第二十条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（休業による許可の取消し）

第二十一条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十四条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に

基づく命令、法第二百一十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第二百一十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第二百一十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（資源管理の状況等の報告）

第二十二條 許可を受けた者は、各四半期終了後の翌月末日までに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）

二 許可番号

三 報告の対象となる期間

四 漁獲量その他の漁業生産の実績

五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

七 その他必要な事項

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第二十三條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第十条第一項第二号又は第十一条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第二十四條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整

委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第二十五条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 操業区域及び漁業時期

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

五 許可の有効期間

六 条件

七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十六条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

（許可証の再交付の申請）

第二十九条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換え交付及び再交付）

第三十条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十七条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

三 第十八条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定により許可を変更したとき。

五 第二十八条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

（許可証の返納）

第三十一条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその

旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人若しくは破産管財人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人の代表者が、前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十二条 許可を受けた者(法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業の許可を受けた者)に限る。次項において同じ。)は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部又は船橋の両側に様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

「第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等」を削る。

第三十二条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

一 二そうごち網

二 ばた網

第三十四条を削る。

第三十四条の二の見出し中「制限」を「禁止」に改め、同条中「水産資源保護法第十五条第一項の規定によつて指定された次に掲げる区域においては」を「何人も、次に掲げる保護水面(水産資源保護法第十八条第一項の規定によつて指定されたものをいう。)の区域において」に改め、ただし書を削り、同条を第三十四条とする。

第三十五条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動植物は」を「水産動植物を」に、「同表」を「同表の」に、「期間は、これを」を「期間中、」に改め、同項ただし書中「又はこれに係る入漁権」を「若しくはこれに係る組合員行使権」に改め、同項の表中「名称」を「水産動植物」に、「十月一日から 二月十五日まで」を「十月一日から翌年二月十五日まで」に改める。

第三十六条の見出し中「体長」を「全長」に改め、同条第一項中「次の」を「何人も、

次の」に、「で、」を「であつて、」に、「ものは、これを」を「ものを」に改め、同項ただし書中「入漁権」を「組合員行使権」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項の表中「名称」を「水産動物」に改める。

第三十七条を削る。

第三十八条中「次に」を「何人も、次に」に改め、同条第一号中「等」を「を利用した発射装置その他の発射装置」に、「水鉄砲」を「水中鉄砲」に改め、同条第五号中「竿釣」を「竿釣」に改め、同条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

第四十条の前の見出しを「(禁止区域等)」に改め、同条中「、いかこぎ網漁業」を削り、同条第二号口中「岡山市南区小串米崎」を「同市南区小串米崎」に改め、同条第五号ハ中「直島町重石ノ鼻と直島町京の上臈島」を「同町重石ノ鼻と同町京の上臈島」に改め、同条八号口中「倉敷市堅場島南端から倉敷市大島鷺羽山」を「同市堅場島南端から同市大島鷺羽山」に改め、同号二中「倉敷市堅場島」を「同市堅場島」に、「倉敷市児島唐琴鵜石鼻」を「同市児島唐琴鵜石鼻」に改め、同条第九号口中「倉敷市と」を「同市と」に改め、同条第十一号中「倉敷市呼松鴨ヶ辻山」を「同市呼松鴨ヶ辻山」に改め、同条第十二号ト中「広島県福山市地先走島唐船」を「同県福山市地先走島唐船」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十一条中「次の」を「何人も、次の」に改め、同条の表中「高梁川潮止めえん堤下流の区域」を「同市玉島上成地先潮止めえん堤下流の海面」に、「岡山市南区小串米崎」を「同市南区小串米崎」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条の見出し中「附近」を「付近」に改め、同条中「倉敷市玉島上成地先潮止めえん堤」を「何人も、倉敷市玉島上成地先潮止めえん堤」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十三条から第四十五条までを削る。

第四十六条中「漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために漁業に従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き」を「何人も」に改め、同条第四号中「竿釣」を「竿釣」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁業者が漁業を営む場合

二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

第四十六条を第四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第四十三条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破砕等の許可）

第四十四条 漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。第四章を第六章とする。

第四十七条第一項中「大きさ又は」を「大きさ、」に、「以下本条」を「」（以下この条）に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「特別採捕許可申請書（様式第十四号）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地)

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

第四十七条第三項中「特別採捕許可証(様式第十五号)」を「次に掲げる事項を記載した許可証」に改め、同項に次の各号を加える。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

第四十七条第四項中「あたり、制限又は条件を付することがある」を「当たり、条件を付けることができる」に改め、同条第五項中「経過」を「結果」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「交付する。」を「交付する」に、「書き換えて交付する。」を「書き換えて交付する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第十一条」を「第二十六条」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第四十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 漁業の取締り

第四十八条の見出しを「(停泊命令等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

第四十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項前段」を「前項」に改め、「処分」の下に「（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）」を加え、「聴聞」を「行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前段」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（船長等の乗組み禁止命令）

第四十七条 知事は、法第五十七条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機の備付け命令等）

第四十八条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、法第五十七条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

第四十九条、第五十条及び第五十一条を削る。

第五十二条第一項中「漁業法第七十四条第三項」を「法第二百二十八条第三項」に、「漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し」を「操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第二項中「停船命令は、同項の」を「規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による」に、「を用いて」を「その他の適切な手段により」に改め、同項第一号中「様式第十六号」を「様式第二号」に、「掲げる」を「掲げること」に改め、同項第二号及び第三号中「行う」を「行うこと」に改め、同条第三項中「の場合」を削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第五十三条中「漁業法第七十二条」を「法第二百二十二条」に、「その命ぜられた」を「、その命じられた」に改め、同条を第五十条とする。

第五十四条中「生じたとき」を「生じ」に、「、又は当該標識」を「又は当該標識」に、「き損した」を「毀損した」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十五条第一項中「漁具標識（様式第十七号）」を「様式第三号による漁具の標識」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十六条第一項中「船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者」を「操業責任者」に改め、「及び中央」を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（添付書類の省略）

第五十四条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第五十七条を削る。

第五十八条第一項中「これら」を「これ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第三十四条から第四十一条まで、第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定に違反した者

二 第四十四条第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十四条第一項、第四十三条第二項又は第四十七条第一項の規定に基づく命令に違反した者

第五十八条を第五十五条とする。

第五十九条中「第十一条第一項（第四十七条第九項）を「第二十六条第一項（第四十五条第八項）」に、「第十三条第一項若しくは第二項又は第四十六条」を「第三十二条又は第四十二条第一項」に改め、同条を第五十六条とする。

第六十条中「従業者が」を「従業者が、」に、「前二条」を「第五十五条第一項又は前条」に改め、同条を第五十七条とする。

第六十一条中「第十一条第三項（第四十七条第九項）を「第十八条第二項、第二十条第二項若しくは第二十六条第三項（第四十五条第八項）」に、「第十二条、第十七条、第十八条、第二十条第一項若しくは第二項、第二十九条第二項、第三十一条第四項若しくは第五項又は第四十七条第五項」を「の規定、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第一項若しくは第二項の規定又は第四十五条第五項」に改め、同条を第五十八条とする。

様式第一号から様式第五号までを削る。

様式第六号中「様式第6号（第13条関係）」を「様式第1号（第32条関係）」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第七号から様式第十五号までを削る。

様式第十六号中「様式第16号（第52条関係）」を「様式第2号（第49条関係）」に改め、同様式を様式第二号とし、様式第十七号中「様式第17号（第55条関係）」を「様式第3号（第52条関係）」に、「漁業権者」を「漁業者の」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第二十九条の規定により第四十五条第一項の規定によつてしたものとみなされるこの規則による改正前の岡山県海面漁業調整規則第四十七条第一項の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同条第六項の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(岡山県普通海域管理条例施行規則の一部改正)

4 岡山県普通海域管理条例施行規則(平成十年岡山県規則第三十六号)の一部を次のように改める。

別表第二の採取禁止区域の項一中「第四十条」を「第三十九条」に改める。

◎岡山県規則第八十号

岡山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

岡山県内水面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、」を「。以下「法」という。」「に、「あいまつて」を「相まつて」に、「漁業取締りその他」を「及び」に、「あわせて漁業秩序の確立を期する」を「もつて漁業生産力を発展させる」に改める。

第二条中「漁業法第八条第三項」を「法第六十条第五項第五号」に改める。

第三条を次のように改める。

（定義）

第三条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第四条中「漁業法」を「法」に、「代表者選定（変更）届（様式第一号）による」を「次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第五条を次のように改める。

第五条 削除

「第二章 水産動植物の採捕の許可」を「第二章 採捕の許可」に改める。

第六条ただし書を削り、同条第七号中「わく梓待」を「梓待」に改め、同条第十六号中「つひしば漬漁法」を「つひしば漬漁法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

第七条第一項中「前条の規定による」を「前条第一項の」に、「採捕許可申請書（様

式第五号)」を「漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類

四 漁具の数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 その他参考となるべき事項

第七条第二項中「許可」を「採捕の許可」に、「ある」を「できる」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

第八条第二項を削る。

第九条中「その申請者に採捕許可証（様式第六号）」を「その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証」に改め、同条に次の各号を加える。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

四 許可の有効期間

五 条件

六 その他参考となるべき事項

第十条第一項中「の採捕をする」を「を採捕する」に、「従事者」を「採捕に従事する者」に改め、同条第二項中「許可証の書換え」を「前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の」に、「当該許可に」を「、当該許可に」に、「による」を「により」

に、「の採捕をする」を「を採捕する」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、「従事者に携帯させなければならない」を「採捕に従事する者に携帯させれば足りる」に改め、同条第三項中「写しを」の下に「知事に」を加える。

第十二条の見出し中「制限又は」を削り、同条中「漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要がある」を「漁業調整その他公益上必要があると認める」に、「あたり、当該許可に制限又は」を「当たり、採捕の許可に」に、「付することがある」を「付けることができる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 削除

（許可についての適格性）

第十四条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第六条に規定する使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

第十五条中「（許可の内容たる事項を除く。）に変更を」を「に変更が」に、「採捕許可証書換え交付申請書（様式第八号）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地)

二 採捕の種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

第十六条中「き損した」を「毀損した」に、「すみやかに、その」を「速やかに、」に改める。

第十七条中「許可証」を「、許可証」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十二条第二項の規定により採捕の許可に条件を付けたとき。

第十七条第三号を次のように改める。

三 第二十条第二項又は第二十二条第一項の規定により採捕の許可を変更したとき。

第十八条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書換え」を「書換え交付」に改め、同条第三項中「解散した」を「合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅した」に、「又は合併後存続する法人、合併によつて成立した法人若しくは清算人」を「、清算人若しくは破産管財人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人の代表者」に改める。

第十九条第一項中「知事は、」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「採捕の許可をしない」を「知事は、採捕の許可をしてはならない」に改め、同項第一号中「漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者」を「第十四条各号のいずれかに該当する者」に改め、同項第二号中「又は水産資源の保護培養上」を「のため」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「前項」に改め、「あらかじめ」を削り、「聴くとともに」を「聴いた上で」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(適格性の喪失等による許可の取消し等)

第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が第十四条各号のいずれかに該当することとなつたときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はそ

の効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十一条に見出しとして「(採捕の休止による許可の取消し)」を付し、同条第一項中「六箇月間」を「六月間」に、「その許可に」を「その許可に」に、「による水産動植物の採捕をしない」を「により水産動植物を採捕しない」に、「その許可を取り消すことがある」を「内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる」に改め、同条第二項中「による処分又は漁業法第六十七条第一項」を「により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項」に、「若しくは」を「又は」に、「水産動植物の採捕を停止した」を「第六条第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十二条を次のように改める。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第二十二条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 第二十条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

「第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等」を「第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置」に改める。

第二十四条の見出し中「有害物」を「有害物質の」に改め、同条第二項中「水産動植物の繁殖保護上」を「水産資源の保護培養上」に、「ある」を「できる」に改める。

第二十五条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動物は」を「水産動物を」に、「同表」を「同表の」に、「期間は、これを」を「期間中、」に改め、同項の表中「等の」を「その他の」に改め、「除く。」の下に「(全長十五センチメートルを超

えるものに限る。）」を加える。

第二十六条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動物で」を「水産動物であつて、」に、「同表」を「同表の」に、「全長のものは、これを」を「大きさのものを」に改め、同項の表中「全長」を「長」を「大きさ」に、「等の」を「その他の」に、「十五センチメートル以下」を「全長十五センチメートル以下」に、「二十センチメートル以下」を「全長二十センチメートル以下」に改め、同条第二項中「前項の」を「何人も、前項の表の」に、「等の」を「その他の」に、「放産した卵は、これを」を「産んだ卵を」に改める。

第二十七条中「次に」を「何人も、次に」に、「水産動植物」を「水産動植物」に改める。

第二十八条中「次の」を「何人も、次の」に、「同表」を「同表の」に、「規定する期間内」を「掲げる期間中、」に改め、同条の表中「名称」を「漁具」に改め、「もの」の下に「に限る。」を加える。

第二十九条中「次の」を「何人も、次の」に、「同表」を「同表の」に、「禁止期間中」を「期間中」に改め、同条の表中「酒津八ヶ郷用水取水口堰」の下に「（東西水笠井堰）」を加え、「全魚種」を「全ての魚種」に、「岡山市中区八幡東町八幡森見通し線」を「岡山市中区八幡東町八幡森見通し線」に、「岡山市北区後楽園鶴見橋」を「岡山市北区後楽園鶴見橋」に、「岡山市中区浜二丁目蓬萊橋」を「岡山市中区浜二丁目蓬萊橋」に、「岡山市東区寺山本城山東」を「岡山市東区寺山本城山東」に改める。

第三十条中「視水器」を「何人も、視水器」に、「の採捕をしては」を「を採捕しては」に改める。

第三十三条の見出し中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「しや断して行なう」を「遮断して行う」に改め、同条中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「しや断する」を「遮断する」に、「しようとするときは」を「行う場合には」に改める。

第三十四条第一項中「大きさ又は」を「大きさ、」に、「以下」を「二（以下）」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同条第二項中「様式第十一号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

第三十四条第三項中「様式第十二号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

第三十四条第四項中「制限又は」を削り、同条第五項中「経過」を「結果」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十条中「第三十四条第九項」を「第三十四条第八項」に改め、「、第三十一条第六項」を削り、同条を第四十二条とする。

第三十九条中「従業者が」を「従業者が、」に、「第三十七条」を「、第三十九条第一項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十八条中「第三十四条第九項」を「第三十四条第八項」に改め、「又は第三十一条第十項」を削り、同条を第四十条とする。

第三十七条第一項第一号中「第六条、第十三条」を「第六条第一項」に、「、第三十条又は第三十四条第六項」を「又は第三十三条」に改め、同項第二号中「第十二条、第二十二條第一項又は第三十四条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を「第十二条第一項又は第二項」に、「付けられた制限又は」を「付けた」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二十四条第二項の規定による」を「第二十条第二項、第二十二條第一項又は第二十四条第二項の規定に基づく」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「又は漁船若しくは漁具その他の」を「、漁船又は漁具その他」に改め、同条を第三十九条とする。

第四章を第六章とする。

第三十六条中「、又は当該標識」を「又は当該標識」に、「き損した」を「毀損した」に改め、第三章中同条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（添付書類の省略）

第三十八条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第三十五条中「漁業法第七十二条」を「法第二百二十二条」に、「もの」を「者」に改め、同条を第三十六条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第三十四条の次に次の一章を加える。

第四章 漁業の取締り

（停泊命令等）

第三十五条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定

して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十九条の規定により第六条第一項の規定によってしたものみなされるこの規則による改正前の岡山県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第六条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第十三条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第二十九条の規定により第三十四条第一項の規定によってしたものみなされる旧内水面規則第三十四条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同条第六項の規定は、なおその効力を有する。

4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び前二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第八十一号

岡山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)

第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定により、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 前条の報告は、知事の使用に係る電子計算機と当該報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、知事が別に定める様式による書面を提出して行うことができる。

2 前項ただし書の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合に、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

(代理人による報告)

第三条 前条第一項の規定による報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の廃止)

2 海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則(平成十五年岡山県規則第六十

五号)は、廃止する。

(海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。)附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

◎岡山県規則第八十二号

岡山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第二条 知事が漁業法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日(当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百九十七号

水産業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書等の書類の様式（平成十年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

様式第一号中「第86条第3項、」を削り、^④中「写し」を「の写し」に改め、
同^⑤中「謄本」を「の謄本」に改め、^⑥中「写し」を「の写し」に改め、^⑦
中「謄本」を「の謄本」に改め、^⑧中「議決」を「決議」に、^⑨中「抄本」を「の抄本」
に改める。

様式第二号中「第86条第4項、」を削り、^⑩中「写し」を「の写し」に改め、
同^⑪中「議決」を「決議」に、^⑫中「写し」を「の写し」に改め、^⑬中「議決」を「決
議」に、^⑭中「謄本」を「の謄本」に改める。

様式第三号中「第86条第4項、」を削り、「設立合併」を「新設合併」に改め、^⑮
同^⑯中「写し」を「の写し」に改め、^⑰中「議決」を「決議」に、^⑱中「写し」を「の
写し」に改め、^⑲中「議決」を「決議」に、^⑳中「謄本」を「の謄本」に改め、^㉑
中「謄本」を「の謄本」に改める。

様式第四号中「第86条第2項、」を削り、^㉒中「議決」を「決議」に、^㉓「写
し」を「の写し」に改め、^㉔中「議決」を「決議」に、^㉕中「抄本」を「の抄本」に改
める。

様式第五号中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、^㉖中「議
決」を「決議」に、^㉗「写し」を「の写し」に改め、^㉘中「議決」を「決議」に、^㉙「抄
本」を「の抄本」に改める。

様式第八号中「第11条の4第3項」を「第11条の5第3項」に改め、^㉚中「議
決」を「決議」に、^㉛「写し」を「の写し」に改め、^㉜中「議決」を「決議」に、^㉝「抄
本」を「の抄本」に改め、^㉞中「新旧の条文」を「新旧条文」に改める。

様式第九号中「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改め
る。

様式第十号中「第11条の2第1項前段」を「第11条の3第1項前段」に改め、^㉟
同^㊱中「議決」を「決議」に、^㊲「写し」を「の写し」に改め、^㊳中「議決」を「決
議」に、^㊴「抄本」を「の抄本」に改める。

様式第十一号中「第11条の2第1項後段」や「第11条の3第1項後段」に改め、同条第2(2)中「議決」や「決議」に「写し」や「の写し」に改め、同2(3)中「議決」や「決議」に「抄本」や「の抄本」に改める。

様式第十二号及び第十三号2(4)中「議決」や「決議」に「招集通知書写し」や「招集通知の写し」に改め、同2(5)中「議決」や「決議」に「抄本」や「の抄本」に改める。

様式第十四号3中「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に改める。

様式第十五号3(2)中「議決」や「決議」に「写し」や「の写し」に改め、同3(3)中「議決」や「決議」に「抄本」や「の抄本」に改める。

様式第十六号4(2)中「議決」や「決議」に「写し」や「の写し」に改め、同4(3)中「を議決」や「の決議」に「抄本」や「の抄本」に改める。

様式第十七号中「第86条第4項及び」や同6、同条第22(2)中「謄本」や「の謄本」に改める。

様式第十八号中「第68条第5項」や「第68条第6項」に改め、「第86条第4項及び」を削り、「第91条第5項」や「第91条第6項」に改める。

様式第二十号中「議決等」や「決議等」に改め、同条第27中「議決」や「決議」に改める。

様式第二十一号中「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に改め、同様式2(1)中「謄本」や「の謄本」に改め、同2(2)中「議決」や「決議」に改め、同2(3)中「物件」や「物権」に改める。

様式第二十二号2(1)中「謄本」や「の謄本」に「抄本」や「の抄本」に改める。

様式第二十三号2(1)中「にかかる」や「に係る」に「抄本」や「の抄本」に改める。

様式第二十四号から様式第二十六号まで及び様式第二十九号から様式第三十一号までの規定中「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に改める。

◎岡山県告示第五百九十八号

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十二条第一項の規定により、岡山海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のように定め、令和二年十二月一日から施行する。なお、昭和三十五年岡山県告示第四百九十九号（岡山海区漁業調整委員会の事務所の所在地）は、廃止する。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区内山下（県庁内）

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第五百九十九号

瀬戸内海漁業取締規則第七条の規定による漁業の地方名称を次のとおり定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内海漁業取締規則第七条の規定による漁業の地方名称

瀬戸内海漁業取締規則第九条の規定による漁業の地方名称（昭和二十六年岡山県告示第七百十八号）の全部を改正する。

瀬戸内海漁業取締規則（昭和二十六年農林省令第六十二号）第七条の規定により、同規則第二条第一項及び第三条の規定に該当する漁業の地方名称を次のとおり定める。

1 第二条第一項に該当する漁業

一 こぎ網漁業

イ えびこぎ網漁業（えびけた網漁業を含む。）

ロ あみこぎ網漁業

ハ なまここぎ網漁業（なまこけた網漁業を含む。）

ニ 貝けた網漁業

ホ 自家用餌料びき網漁業

ヘ べいかこぎ網漁業

ト そろばんこぎ網漁業

チ 戦車こぎ網漁業

リ 板びき網漁業

二 地びき網漁業

イ 雑魚地びき網漁業

三 船びき網漁業

イ さわら船びき網漁業

ロ いかなご船びき網漁業

ハ いわし船びき網漁業

ニ いか船びき網漁業

ホ さより船びき網漁業

四 ごち網漁業

イ ごち網漁業

2 第三条に該当する漁業

一 空釣こぎ漁業

イ 文ちんこぎ漁業

附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

◎岡山県告示第六百号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十二条第二項の規定により、知事が指定する小型機船底びき網漁業の地方名称を次のとおり定め、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

小型機船底びき網漁業の地方名称

1 手繰第二種漁業

イ えびこぎ網漁業

ロ べいかこぎ網漁業

ハ あみこぎ網漁業

ニ なまここぎ網漁業

ホ 自家用餌料びき網漁業

2 手繰第三種漁業

イ えびけた網漁業

ロ 貝けた網漁業

ハ なまこけた網漁業

ニ そろばんこぎ網漁業

ホ 戦車こぎ網漁業

3 その他の小型機船底びき網漁業

イ 板びき網漁業

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あくとてらこや

2 所在地

小田郡矢掛町東川面一二五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社カムヴィレッジ

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市春日町七丁目三番四号

三 指定年月日

令和二年十月一日

四 事業所番号

三三五二八〇〇〇五〇

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第六百二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

マルコポーロ放課後 真庭

2 所在地

真庭市久世二二五九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ピタゴラス

2 主たる事務所の所在地

真庭市久世二六六九番地四

三 指定年月日

令和二年十一月一日

四 事業所番号

三三五一四〇〇五〇

五 事業の種別

放課後等デイサービス

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

A w e s o m e ! !

2 所在地

英田郡西栗倉村長尾一二八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人じゅーく

2 主たる事務所の所在地

英田郡西栗倉村影石八九五

三 指定年月日

令和二年十月一日

四 事業所番号

三三五三七〇〇〇一〇

五 事業の種別

児童発達支援

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま真庭事業所

2 所在地

真庭市久世二二五九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

トラスティ株式会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市南区宗津三八五一二

三 廃止年月日

令和二年十月三十一日

四 事業所番号

三三五一四〇〇三五

五 事業の種別

放課後等デイサービス

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あーとてらこや

2 所在地

小田郡矢掛町東川面一二五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社訪心会

2 主たる事務所の所在地

大阪府東大阪市稲田上町一丁目二―三〇

三 廃止年月日

令和二年九月三〇日

四 事業所番号

三三五二八〇〇〇三五

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第六百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十二条第一項の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム 南光荘

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町美野一八七七

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人勝明福祉会

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町美野一八七七

三 指定の一部の効力の停止の内容及び期間

1 内容

入所者の新規受入れ停止

2 期間

令和三年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇二九九

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホームケア土屋中国

2 所在地

井原市井原町一九二―二 久安セントラルビル二階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社土屋

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町一九二―二 久安セントラルビル二階

三 指定年月日

令和二年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇二三六

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションコスモス

2 所在地

浅口郡里庄町里見八〇〇四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社さくらコーポレーション

2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見八〇〇四番地二

三 指定年月日

令和二年十一月一日

四 事業所番号

三三一二七〇〇〇七七

五 サービスの種類

居宅介護

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

陽よりヘルパーステーション

2 所在地

総社市美袋一三四〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

N企画合同会社

2 主たる事務所の所在地

総社市美袋八四四―一

三 指定年月日

令和二年十月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五四九

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

◎岡山県告示第六百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護ステーションなな

2 所在地

美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人シルバーライフサポートもも

2 主たる事務所の所在地

美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇三号

三 廃止年月日

令和二年十月三十一日

四 事業所番号

三三一一五〇〇一四八

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

◎岡山県告示第六百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

久米地域生活支援センター

2 所在地

久米郡美咲町原田二四六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人久米福祉会

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町原田二六〇番地

三 廃止年月日

令和二年十月三十一日

四 事業所番号

三三三三八〇〇〇一三

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第六百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

N薬局連島店

倉敷市連島中央一―一〇―三

令和二年十一月一日

◎岡山県告示第六百十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和二年十一月十七日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

小川 智之	肢体不自由	津山中央病院	津山市川崎一七五六
-------	-------	--------	-----------

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

岸本 愛二	肢体不自由	岸本整形外科医院	真庭市久世二八二九
-------	-------	----------	-----------

大崎 和彦	肢体不自由	笠岡大崎整形外科	笠岡市吉浜二四八五―一二
-------	-------	----------	--------------

景山 浩二	肢体不自由、呼吸器	景山医院	赤磐市河田原一―四
-------	-----------	------	-----------

◎岡山県告示第六百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鴨方都市計画下水道事業浅口市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
浅口市	鴨方都市計画下水道事業 浅口市公共下水道 の事業の種類を変更 し、 浅口広域都市計画下 水道事業 浅口市公共下水道 とする。	平成七年三月十七日か ら 令和六年三月三十一日 まで	収用の部分 平成三十一年岡山県告 示第百七十五号の事業地 に金光町八重、大谷の一 部を加える。 使用の部分 該当なし

◎岡山県告示第六百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業早島町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
早島町	岡山県南広域都市計画 下水道事業 早島町公共下水道	昭和六十一年一月四 日から 令和七年三月三十一日 まで	収用の部分 早島町大字矢尾 使用の部分 早島町大字早島 大字前潟 大字若宮 大字矢尾

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

〔五二九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三一―一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

（変更後） 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三一―一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ 名称 株式会社しまむら

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

住所 大宮市宮原町二丁目一九一四
代表者の氏名 代表取締役 藤原 秀次郎
名称 有限会社バツカス

住所 津山市一方二二八番地
代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也
名称 有限会社キューシーエス

住所 津山市野介代八一八一
代表者の氏名 取締役 森 清子

名称 株式会社新日本カラー中国支店尾道営業所
住所 尾道向東町森金三五四三一
代表者の氏名 責任者 峰松 重行

新規入店のため追加
(変更後)

名称 株式会社マルイ
住所 津山市戸島八九三一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也
名称 株式会社しまむら

住所 さいたま市北区宮原町二丁目一九一四
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

退店のため削除

エ 小売業者でないため削除

オ 小売業者でないため削除

カ 名称 株式会社ワッツ西日本販売

住所 大阪府中央区城見一丁目四一七〇

住友生命OBPプラザビル5階
代表者の氏名 代表取締役 山野 博幸

4 変更年月日

平成二十年五月二十一日ほか

二 届出年月日

令和二年十一月十六日

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和2年11月27日から令和3年3月29日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五三〇〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、令和二年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

木工科（学科試験のうち関連学科のみを実施）

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	学科試験の科目
木工科	関連学科 一 系基礎学科 1 製図（現図画法 読図法） 2 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法） 3 安全衛生（安全管理 衛生管理） 二 専攻学科 1 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算） 2 塗装法（塗装機器 塗装法） 3 材料（木工用材料 接着剤 仕上用材料）

三 受験資格

1 次のいずれにも該当する者は、試験を受けることができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者

(2) 免許職種に係る実技試験の全部及び学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）が免除になる者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

五 試験の日時

令和三年一月二十九日（金曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

六 試験場所

岡山県庁分庁舎共用会議室五〇七（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

七 受験申請手続

1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚（申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。）

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

2 申請書類の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県産業労働部労働雇用政策課

3 申請書類の提出方法及び受付期間

申請書類の提出は、郵送（簡易書留）によることとし、令和二年十二月十日（木曜日）から同月二十四日（木曜日）（同日の消印があるものまで有効とする。）まで受け付ける。

4 受験手数料

受験手数料として三千百円に相当する額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。

八 合否判定の基準

1 学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

九 合格発表の方法

令和三年二月八日（月曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

十 その他

1 受験申請書は、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードできる。なお、受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。

2 この試験について不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六一七三八七）に問い合わせること。

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

〔五三一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により浅口広域都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月二十七日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口市金光町佐方小西原から浅口市金光町佐方宮原までの一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課・各総合支所産業建設課

四 縦覧期間

令和二年十二月八日から同月二十二日まで

〔五三二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇二九号 令和二年十一月十 六日	浅口郡里庄町大字新庄字穴田五三八 六番四、五三八六番四地先道	四・五二〃 四・五三	三二・六五

〔五三三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
指 定 年 月 日	真庭市中島字野白三八七番七	四・一〇〃 五・五〇	二二・五六
岡山県指令美作局 建第六〇一三号 令和二年十一月二 十日			

◎岡山県選管告示第八十五号

海区漁業調整委員会委員選挙執行規程（昭和三十三年岡山県選管告示第三十三号）は、
廃止する。

令和二年十一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第六号

公聴会に関する手続規程（平成七年岡山海区漁業調整委員会公示第八号）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

第一条中「第十一条第四項」を「第六十四条第五項」に改める。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第七号

意見の聴取に関する手続規程（平成七年岡山海区漁業調整委員会公示第九号）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項、第二項及び第十三項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条第三項」を「第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百十六条第二項及び第三項並びに第一百七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第六項」に改める。

第二条中「（法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十三条までにおいて同じ。）」を削る。

第四条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改める。

第五条第三項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に、「の求め」を「の規定による求め」に改める。

第七条中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、同項第五号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第二項中「図画」を「図面」に改め、同条第三項中「第一条の二又は第一条の三において」を「第九条第一項において読み替えて」に改め、同項第一号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に、「請求者」

を「当事者及び参加人」に改め、同条第二項中「当事者等」を「当事者又は参加人」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、「読み替えて」を削り、同条を第十二条とする。

第十四条及び第十五条を削り、第十六条を第十三条とする。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第四号

公聴会に関する手続規程（平成七年岡山県内水面漁場管理委員会公示第四号）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

第一条中「第十一条第四項」を「第六十七条第二項において準用する第六十四条第五項」に改める。